

## 保険者

平成 20 年 10 月 1 日施行

### (1) 保険者

従来、「政府」が管掌していた健康保険は、「全国健康保険協会」が管掌することとなり、健康保険の保険者は、「全国健康保険協会」及び「健康保険組合」とされた。

#### 法第 4 条（保険者）

健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

※ 日雇特例被保険者に係る保険の保険者は、全国健康保険協会のみである。

### (2) 全国健康保険協会管掌健康保険

事業所の適用や保険料の徴収の業務は厚生年金保険業務と一体的に行うことが効率的であることから、社会保険庁長官が行うこととされた。

#### 法第 5 条（全国健康保険協会管掌健康保険）

(1) 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の保険を管掌する。

(2) (1)の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

健康保険組合の組合員でない被保険者（任意継続被保険者、日雇特例被保険者を除く。）の業務について、社会保険庁長官は、「被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額・標準賞与額の決定、保険料の徴収等並びにこれらの附帯業務」を担当し、全国健康保険協会は、それ以外の業務（保険料率の決定、保険給付等）を担当する。